

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

コアツ工業（株）・共和産業（株）特定建設工事共同企業体

(1) 代表構成員 コアツ工業(株) 鹿児島県鹿児島市伊敷5-17-5

00001821 代表者 出口 稔
(土木、とび)

(2) 構成員 共和産業(株) 那覇市前島1-9-7

47000524 代表者 下地 和彦
(土木特A、建築特A、ほ装A、鋼構造物工事、しゅんせつ工事)

(3) 1次下請 (有) 創 浦添市港川2-21-5

47010418 代表者 大西 孝司
(土木C、解体)

2 指名停止期間

令和7年2月5日 ～ 令和7年2月18日 (2週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

コアツ工業（株）・共和産業（株）特定建設工事共同企業体が受注した、南部土木事務所発注の「R6南部東道路橋梁上部工工事（南城佐敷・玉城IC橋）」において、令和6年10月30日13時10分頃、現場内で移動式クレーンに機材を積み込んだ後、ブーム等を格納せずに一般道を走行しカルバートへ移動式クレーンが接触し、道路の一部損傷及び運転手が第1腰椎椎体骨折を負った。

このことについて、コアツ工業（株）・共和産業（株）特定建設工事共同企業体及び1次下請業者の(有)創に那覇労働基準監督署から指導票が出された。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内